

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	
○京都府宿泊施設立地等促進事業費補助金 交付要綱の一部を改正する告示 (観光室)	335	
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局)	336	
○道路の供用開始 (乙訓土木事務所、中丹東土木事務所)	〃	
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保 要配慮者居住支援法人の変更 (住宅政策課)	337	
公 告		
○土地改良区役員の就退任届 (山城広域振興局)	〃	
○土地改良区の定款変更の認可 (〃)	〃	
○都市計画道路の変更のための案の縦覧 (都市計画課)	337	
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (南丹土木事務所)	338	
教 育 委 員 会		
○京都府教育財産取扱規則の一部を改正する規則	〃	
公 安 委 員 会		
○警備員指導教育責任者講習の実施	339	
正 誤		
○令和 7 年 4 月 1 日付け京都府公報号外第14号中	340	

告 示

京都府告示第283号

京都府宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱（平成29年京都府告示第656号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び同条第 3 項に規定する簡易宿所営業」を削り、同条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを 1 号ずつ繰り上げ、第17号を削る。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 2 項第 1 号及び第 5 条第 1 項第 1 号中「及び 3 の項」を削る。

別表の 1 の項中「第 2 条第14号から第16号まで」を「第 2 条第13号から第15号まで」に、「該当すること」を「該当する施設（通常 1 人で使用する客室が当該施設の客室の過半数を占める施設を除く。）であること」に改め、「会議室（床面積が97平方メートル以上のものに限る。以下同じ。）又は」、「のいずれか一方」及び「(2) 会議室及び飲食物を調理して供与する施設を宿泊施設に設置する場合 100分の 9」を削り、「(3) (1)又は(2)」を「(2) (1)」に改め、同表の 2 の項中「(3) その他雇用者 10万円」を削り、同表の 3 の項を削る。

「 1 実施予定事業（該当するものを○で囲むこと。）

別記第 1 号様式中「及び宿泊施設伝統産業品活用奨励事業」及び (1) 宿泊施設立地等推進事業

(2) 宿泊施設伝統産業品活用奨励事業

を削り、「2 補助金交付申請予定額」を「1 補助金交付申請予定額」に、「3 添付書類」を「2 添付書類」に、「3 の」を「2 の」に改め、同様式の別紙に次のように加える。

4 誘致の経過

(1) 事業計画の認定 年 月 日

(2) 具体的な誘致の経過

ア 市町村による誘致の活動 年 月 日

具体的な内容：()

※適宜、行を追加してください。

イ 立地の決定 年 月 日

「 1 補助対象事業（該当するものを○で囲むこと。）

別記第 3 号様式中「及び宿泊施設伝統産業品活用奨励事業」及び (1) 宿泊施設立地等推進事業

(2) 宿泊施設伝統産業品活用奨励事業」

を削り、「2 補助金の交付申請額」を「1 補助金の交付申請額」に、「3 添付書類」を「2 添付書類」に改め、同様式の注中「3 の」を「2 の」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 23 日から施行し、この告示による改正後の京都府宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度分の補助金から適用する。



京都府告示第284号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
与謝郡与謝野町字滝小字大江山7084の18（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課におい

て縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 5 月 23 日から令和 7 年 6 月 6 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 小倉西舞鶴線
- (3) 供用開始の区間及び予定日時

区 間	予 定 日 時
舞鶴市字森小字峠10146の8（右）から 舞鶴市字森小字峠10135の2を経て 舞鶴市清美が丘3の35（右）まで	令和 7 年 5 月 24 日 午後 3 時

- (4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
(2) 路 線 名 西京高槻線
(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
長岡京市神足二丁目107の15から 長岡京市神足二丁目704の2 まで	令和 7 年 5 月 23 日

- (4) 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第286号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人から変更の届出があった。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	住所	支援業務を行う事務所の所在地	変 更 年 月 日
株式会社リアルスタイル	新 京都市北区小山下初音町57	新 京都市北区小山下初音町57	令 7. 3. 21
	旧 〃 上京区今小路通七本松西入末之口448の12 メゾン・ド・エフ1階	旧 〃 上京区今小路通七本松西入末之口448の12 メゾン・ド・エフ1階	

公 告

内川土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員（監事）

住 所	氏 名
城陽市富野堀口41	森 西 俊 夫
〃 観音堂東浦85	南 村 和 彦

2 退任役員（監事）

住 所	氏 名
城陽市観音堂西畑44	奥 宗 晴

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、内川土地改良区の定款の変更を令和 7 年 5 月 13 日認可した。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、相楽郡川西土地改良区の定款の変更を令和 7 年 5 月 14 日認可した。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、瓶原土地改良区の定款の変更を令和 7 年 5 月 14 日認可した。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

相楽都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、木津川市役所においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画を変更する土地の区域
3・5・37号奈良加茂線
変更する部分

木津川市梅谷髯谷、北中ノ谷及び宮ノ谷

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課及び京都府山城南土木
事務所

3 縦覧期間

令和 7 年 5 月 23 日から令和 7 年 6 月 6 日まで

亀岡市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

教 育 委 員 会

京都府教育財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第 8 号

京都府教育財産取扱規則の一部を改正する規則

京都府教育財産取扱規則（昭和40年京都府教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式中「14 長は、使用物件の使用方法について指示することができる。」を

「14 長は、使用物件の使用方法について指示することができる。

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に京都府教育委員会に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の京都府教育財産取扱規則の様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の京都府教育財産取扱規則の様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第82号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 23 日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	新規取得講習	令和7年7月2日（水）から令和7年7月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の7日間	30人
	追加取得講習	令和7年7月7日（月）から令和7年7月10日（木）まで（実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の4日間	おおむね5人

2 講習場所

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、1号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手続

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和7年6月3日（火）から令和7年6月5日（木）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課
許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-
9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行
わない。

(イ) 申出事項

申込みの際には、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業
所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の
警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和 7 年
6 月 9 日（月）午後 5 時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提
出すること。

ア 提出期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 6 月 18 日
（水）まで（提出時間は、午前 9 時から午後 3 時
30 分までとする。）とする。

イ 提出書類

- (ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前 6 箇月以
内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付した
もの） 1 通

- (イ) 3 の(1)のアからオまでのいずれかに該当する
者であることを証明する次に掲げる書類

- a 3 の(1)のアに該当する者
1 号警備業務に従事していたことを証明す
る警備業者等が作成した証明書（以下「警備
業務従事証明書」という。）及び履歴書 各
1 通

- b 3 の(1)のイに該当する者
1 級検定の合格証明書の写し 1 通

- c 3 の(1)のウに該当する者
2 級検定の合格証明書の写し及び警備業務
従事証明書 各 1 通

- d 3 の(1)のエに該当する者
旧 1 級検定の合格証の写し 1 通

- e 3 の(1)のオに該当する者
旧 2 級検定の合格証の写し及び警備業務従
事証明書 各 1 通

- (ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつて
は、1 号警備業務以外の警備業務に係る指導教
育責任者資格者証等の写し 1 通

- (エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつて
は、受講者本人の委任状 1 通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の
生活安全課（係）

エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によ
ることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

- ア 新規取得講習 47,000 円
- イ 追加取得講習 23,000 円

(2) 納付方法

受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都
経済センター 4 階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事
務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線 3033）

正 誤

令和 7 年 4 月 1 日付け京都府公報号外第 14 号中次のと
おり訂正

ページ	欄	行	誤	正
2		下から 8	推進 課	推進課
4	左	上から 12	課長	、課長